

日本科学者会議 京都支部ニュース

4月号 No.434

2020年4月13日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次

- ◆ 京都支部第54回定期大会について2
- ◆ JSA 若手企画：韓国フィールドワーク（2/25～27）の感想2
 - ・朝鮮植民地支配の歴史を辿って（京都支部：C.Y）
 - ・韓国FWに参加して（京都支部：H.N）
 - ・日本と韓国からみる国家と国民の対立関係（京都支部：F.M）
- シンポジウム：これからの大学入試のあり方を考える（3/29）報告5
- 『日本の科学者』読書会3月例会（3/26）の報告6
- 寄稿：裁判の判決批判は裁判官に対して行うべきである（富田道男）9
- 寄稿：新型コロナウイルスの流行と感染防御（宗川吉汪）10
- ▼ 4～6月の支部関連行事の案内（JSA近畿も参照）12
 - ・『日本の科学者』読書会4月例会（4/23）「九州・沖縄から東アジアの平和を」
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより13
- ◆ 近畿の催し物案内：「JSA近畿」No. 27.2015

＜新年度会費の早期納入願い＞

会計年度としては新年度が4月1日より始まりました。3月に赤字会計回避のために2020年度会費の前納をお願いしたところ、80余名の方が前納されました。おかげさまで赤字会計にならずに済みました。深く感謝申し上げます。

なお、全国本部への会費納入は、毎月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なこととなります。引き続き今年度会費の早期納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。

（支部財政担当幹事・鈴木）

京都支部第 54 回定期大会について

コロナ感染流行に際して集会を取りやめ、郵便（メールも可）投票に切り替えることにしました。（京都支部幹事会）

大会関連の日程は以下の通りです。

4 月 13 日（月） 支部ニュース 4 月号、大会議案書（案）、幹事の立候補案内を発送

5 月 1 日（金） 第 13 回京都支部幹事会・ワーキング会議、議案書修正提案ならびに立候補締切

5 月 12 日（火） 支部ニュース 5 月号、修正議案書（立候補幹事の氏名を告知）、投票ハガキを発送

6 月 5 日（金） 第 14 回京都支部幹事会・ワーキング会議、投票用紙の開票

6 月 11 日（木） 支部ニュース 6 月号で結果を発表

JSA 若手企画：韓国フィールドワーク（2/25～27）の感想

朝鮮植民地支配の歴史を辿って—

京都支部：C.Y

今年度 JSA 若手企画では、2 月 25 日（火）～27 日（木）の 3 日間にわたり韓国フィールドワーク（FW）を実施した。

FW 初日に訪れた植民地歴史博物館では、学芸員の野木香里氏のガイドのもと日清戦争から現代までの韓国近現代史をたどる資料を見学した。この植民地歴史博物館は、日本がどのような植民地支配を行ってきたかを知るための貴重な博物館であると同時に、「“親日派” 育成政策の歴史」をたどる博物館でもある。1910 年 8 月 29 日、「強制併合条約」（「韓国併合ニ関スル条約」）が公布され、朝鮮は日本の完全な植民地となったが、当時の大韓帝国の皇室と「併合に功労がある」親日派は、大韓帝国の主権と領土・国民を完全かつ永久に日本の「天皇」に譲り渡す対価として、潤

沢な生活や高位職の地位が授けられた。日本は、親日派を優遇する一方で、抵抗する民衆の義兵たちに対しては容赦ない武力弾圧を行ってきたのである。

2 日目午前中に訪れた景福宮は、ソウル市内の中心に位置し、1894 年に東学農民革命が起こった際、日本が軍隊を派遣して武力で占領した朝鮮王朝の王宮である。広大な敷地内のいたる所に当時の王や王妃、宮人たちの生活空間となった建物、憩いのための庭園などが存在し、ツアーガイドの案内を受けながら見学した。ツアーガイドの方による説明もあり、日本語の案内パンフレットでは曖昧な説明となっていた日本軍の侵略行為について具体的に話を聞くことができた。現地では民族衣装を着た観光客が写真を撮る姿が散見され、朝鮮王朝の華やかな生活様式に思いをはせる目的で訪れる人が多いのだらうとは思いつつ

も、それとは対照的な学ぶべき歴史があることが強く印象付けられた。

2 日目午後には訪れた戦争と女性の人権博物館では、慰安婦被害者の方々の経験や記憶が刻まれた資料が展示されていた。戦地で経験したであろう爆音が実際に再現され、暗く狭い地下の展示室から2階に上がっていく階段には、慰安婦被害者の方々の希望を訴える声が数多く展示されていた。また、博物館の2階には亡くなった慰安婦被害者の方々へ献花ができるスペースがあり、写真と名前が展示されていた。今年の1月に亡くなった方もおり、慰安婦問題の解決が未だ果たされていないか、どのような気持ちで死を迎えたのだろうかと考えずにはいられなかった。

3 日目午前中は民主人権記念館（旧南宮洞対共分室）を訪れ、韓国における民主化運動の歴史を学んだ。民主化運動に参加した学生の朴鍾哲（パク・ジョンチョル）が拘束され、拷問を受けたとされる部屋を実際に見学し、一般市民が受けた過酷な弾圧やその恐怖を知ることのできる場所であった。1 日目の植民地歴史博物館の展示資料でも感じたことであるが、民主化運動への弾圧が実際に行われていた場所を民主人権記念館として広く人々に知ってもらう場所として造成したことは、韓国社会における民主化運動の歴史に対する省察の姿勢の表れであると感じ、日本も積極的に学んでいかなければならないと感じた。

以上、3 日間の FW を振り返る形で感想文をまとめたが、今回の FW で学んだ歴史を踏まえ、今後も徴用工問題や慰安婦問題を始めとする日韓関係について、省察の視点を意識しながらより深く考えていきたい。

韓国フィールドワークに参加して

京都支部：H. N

今回のフィールドワーク（FW）は、近代から現在に至る韓国のあゆみに触れることができ、また大学院生という自身と社会との関わりということで考える素材を得た、学びの多いものとなりました。雑然とした感想ですがご海容ください。

第一に、自国の歴史をきちんと見つめようとする韓国の方々の気概を感じることができました。ソウル駅にほど近い「植民地歴史博物館」では、近代の朝鮮半島の歴史が日本との関係を主眼として整理されており、また当時の空気が感じられる生々しい物品も展示されていました。しかし個人的にこちらの博物館で特に印象に残ったのは、日本支配を甘受しそれに積極的に協力した朝鮮の方々（＝「親日派」）についての詳細な展示です。

また、戦争と女性の人権博物館では、当然中心的な展示は日本軍の従軍慰安婦のそれでした。ただ、こちらでは韓国軍がベトナムで行った性暴力についてかなり詳しい展示がされていました。

いずれも、自分たちにとって単純でない問題であってもきちんと向き合おうとする韓国の方々の知的良心に支えられた、気骨を感じる迫力のある企画でした。特に帰国後書店の本棚に鎮座する「嫌韓本」を目の当たりにすると、省みて日本の言論状況に一抹の不安を覚えます。自分たちの歴史を正負の両面ともにどうやって伝えていくのか、考えることの必要性を改めて実感しました。

第二に、大学院生という位置取りにある我々が社会の中でどのような活動をしていくのかという課題を、改めて認識しました。

一昨年の夏の学校でも同様のことは感じたの

ですが、少ない京都支部からの参加者としては、東京支部の方々とも楽しく交流させてもらいました。話題は各々の研究やJSAの活動、またそれぞれの置かれている経済的な状況など多岐に及び、支部としてどのような活動を行っていくのか、大学院生というポジションだからできること、また大学院生という固有の立ち位置の利害をどうやって守るのか等々、沢山の宿題を貰いました。

さらに今回は韓国の大学院生の方との交流にも、大いに刺激を受けました。交流会が催され、いらしやったのは韓国の大学院生の待遇改善運動を組織していらした方であり、カナダとアメリカの大学院生組合の会合に参加して戦い方を参考にしたという逸話や、東アジアをまたにかけた大学院生同士の組織化の必要性など、とにかく近視眼的になりがちな私は目を白黒させるばかりでした。ただ2017年の「キャンドル革命」について、聞きそびれたことが心残りです。これ以後の交流にて、また是非お伺いしたい点です。

学んだことは尽きませんが、紙幅はもはやこれまでのようです。末尾ではありますが、今回のFWに関わった全ての皆様に深く御礼申し上げます。FWを企画してくださった東京支部の方々、現地までいらしやって韓国にまつわる色々な話をお聞かせくださった旅行会社の社長さま、堪能な語学力と適切な引率でFWを大いにサポートしてくださったお二方、コロナで大変な折に日本からの渡航者を厚遇してくださったソウルの市井の方々、そしてこのたびカンパをいただきました全国のJSAの会員の皆様、本当にありがとうございます。

日本と韓国からみる国家と国民の対立関係

京都支部：F.M

今回の韓国フィールドワーク（FW）で私は初めて海外に行くことになりました。言語の壁や文化などを肌で感じ、非常に多くの刺激的な経験をしました。そして植民地歴史博物館や民主化人権記念館などに行き、多くのことを学びました。今回の韓国FWで学んだことは大きく分けて2つあります。

まず第1に、徴用工問題や慰安婦問題の被害者の方々の訴えを知ることができたことです。FWに参加する前、私は徴用工や慰安婦の問題についてあまり詳しく知らない状態でした。まず私が最初に持っていた認識は、日本に対して韓国国民は対立感情を持っているということでした。これは主にメディアを通して染み付いていたものでした。しかし植民地歴史記念館や民主化人権記念館でお話を聞く中で、当事者の方々が何を求めているのかが見えてきました。それは日本政府が当事者に対して過去に帝国主義国として行ってきた非人道的な行いについて、謝罪の姿勢を見せるということでした。つまり徴用工や慰安婦問題は外交問題ではなく、人権問題であるということです。こうした問題に関して日本政府やメディアは韓国と日本の対立の面を強調します。しかし実際にはこの問題は国家と国民の対立と理解すべきだと私は考えます。現在の安倍政権では徴用工や慰安婦の被害者の方々に謝罪の意を見せることを一切しません。それどころか徴用工に関わった企業への裁判に介入し、3権分立すら脅かしています。日本国民は国家と国民の対立という観点から、当事者の方々と人権侵害に対する謝罪の姿勢を日本政府に要求していくことが必要だと思いました。

第 2 に、韓国の民主化運動の歴史です。1980 年代韓国では歴史的転換点となる、韓国民主化闘争が起きています。この背景には独裁政権がありました。独裁者朴正熙が暗殺された後に間接選挙によって誕生した全斗煥大統領は軍事独裁体制を敷き、民主化運動に関わる学生を拷問によって死亡させてしまう事件が起きています。こうした拷問事件がきっかけとなり、民主化運動は 500 万人規模になったとされています。韓国では国民全体として国家による国民の弾圧を経験しているのだと感じました。私にはそうした歴史に関する知識がなかったため大変驚きました。日本の

感覚からすると国家による暴力的側面はあまり実感はありませんが、韓国の人々はそれを肌で覚えているのかもしれませんが。こうした韓国の歴史に触れると、民主主義がいかに国民のために必要かが感じられます。そして日本も他人事ではなく、現在民主主義が脅かされている状況だと思います。こうした韓国の歴史に触れて、民主化運動の重要性が実感できました。

今回の韓国 FW では以上のような学びを得ることができました。このような機会を得ることができて大変良かったです。今後も JSA の活動に関わることができたらと思います。

シンポジウム (3/29) の報告 これからの大学入試のあり方を考える

コロナ感染流行が騒がれる中、標記シンポジウムが 3 月 29 日、京大病院近くの京都教育文化センターで開かれた。約 50 人が参加した。

「2020 英語入試改革の瓦解から学ぶべきこと」と題して京都工芸繊維大学の羽藤由美教授（応用言語学）が講演した。英語の話す能力の習得には豊富なインプット（目にしたり耳にしたりする言語情報）が必要なのに、その条件が満たされていない。今回の入試改革の失敗は、権力中枢で一部の“専門家”が民間試験を過信し、高校現場の抱える問題を単純化して机上の空論を振り回したことにある。今の日本の英語教育政策は明らかに失敗している。責任は生徒や先生にあるのではなく、愚策しか繰り出せない政府・文科省にある。改革の中枢を担ってきた研究者・教育者の刷新こそ喫緊の課題だ。

講演に続いて、大学教員、現役高校生の親、高校教師、現役高校生によるパネルディスカ

ッションが行われ、それぞれの立場から今日の大学入試改革に振り回される生々しい実態が報告された。入試対策にはまり込んだ現在の高校教育が豊かな人格形成を目指す教育理念とは程遠いところにある。それがひしひしと伝わった。花園大学の植田健男教授（教育経営学）は、今日の日本の教育が経済界トップに牛耳られ、文科省は下請けに転じている、と訴えた。落ち込んだ日本の技術力を立て直すため、一握りの“優秀な”生徒を育て、それをいかに“選抜性の高い”大学に送り込むか、そのことに彼ら（経済界と権力中枢）は汲汲としている。

シンポジウムに参加して、教育基本法改悪、国立大学法人化以降、日本の教育が一段と劣化している現状を見せつけられた。司法・立法・行政の三権に加えて教育権の分立がない限り教育再生はない、と改めて強く思った。

（文責 宗川吉汪）

『日本の科学者』読書会 3 月例会 (3/26) の報告

3 月号特集：プラスチックごみ等による海ゴミ問題

標記例会が 3 月 26 日 (木) 3 時より京都支部事務所で開かれた。参加者 7 名。「3 月号特集」より 4 篇の論文が取り上げられた。

磯部 作「海ごみ問題の状況と解決への課題—瀬戸内海を中心として」(報告 菅原建二)

筆者は、海ごみ問題の各種団体や委員会の理事、委員、アドバイザーなどとして、主に瀬戸内海を中心に、海ごみ問題の調査・研究に携わってきた。その経験から海ごみ問題の状況と解決への課題について論述している。

海ごみには漂流ごみ、漂着ごみ、海底ごみがある。小型機船底曳網漁船を使用して実施した瀬戸内海全域 53 地点の海底ゴミ調査によれば、ごみ採取不可地点は潮流の速い伊予灘の 1 地点だけで、他の全ての海域で海底ごみの存在が明らかになった。回収海底ごみのうち、プラスチック類の個数は 87% (重量では 44%) であった。海底数 10 cm までの深さにある海底ごみの総量は 1 万 3000 トン以上と計算できた。また、海底ごみの存在海域は、地域の状況や潮流や地形などに影響を受けることが判明した。

瀬戸内海の漂流ごみは約 1 万 m³ と推定された。ごみの種類は、木・竹片が 49.0%、石油製品 35.0%、海藻 10.4%、野菜類 1.9%、瓶缶類 2.8% であった。また、瀬戸内海の海岸漂着ごみの量は、調査で大きな幅があり、最大では 1 万 3500~4 万トンであった。

海ごみの被害としては、プラスチックを鳥類や魚介類などが誤飲・誤食する。また、マイクロプラスチックが有害物質を付着しやすい。その他、様々な悪影響が報告されている。

海ごみの回収責任は、基本的には海や海岸

の管理者である。とりわけ環境省や自治体の環境部局は責任を持たなければならない。

海ごみの回収方法と対策では、マイクロプラスチックの回収は、非常に困難であり、回収可能なサイズのうちに行うことが重要である。海底ごみは、小型機船底曳網漁業や沖合底曳網漁業などで操業時に回収しており、委託料などを補助すべきである。

海ごみの発生抑制には、ごみの約 8 割は陸域の河川から流入するので、河川流域全体、特に国土交通省や都道府県などが率先して、ごみの回収に取り組む必要がある。また、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会システムを変えなければならない。

おわりに、岡山県日生町や尾道市の取り組みからわかるように、小型機船底曳網漁業などで海ごみを日常的に回収すれば大幅に減少させることが可能である。加えてプラスチックの製造段階から海ごみ発生抑制に取り組めば、海ごみ問題は解決に向けて進むことができると提言している。

(感想) 海ごみ問題を浅くではあるが広く捉えることができた。海ゴミ問題の核心は、他でも同じであるが、やはりプラスチックである。現在、我々は地球に害を及ぼさずにプラスチック類の使用を止めることはできないので、製造を中止することもできない。したがって、地球に優しいプラスチックの代替品を開発するしかない。

塩飽敏史「備讃瀬戸海域における海ごみの実態と取り組み ― 海底ごみ問題を中心に」(報告：大倉弘之)

瀬戸内海の岡山と香川両県に挟まれる備讃瀬戸海域における海底ごみ問題に対する岡山県側の取り組みと現状報告，解決への提言が示される。

第 1 節では，2000 年度に当時の寄島町漁協の小型底びき網漁業者の協力（日常作業時にごみ回収）の下，「みずしま財団」が始めた「備讃瀬戸海域における海底ごみの実態」把握調査と，環境省や岡山県に対する政策提言の提出（2002 年度），啓発活動などの取り組みが紹介された。ごみの実態は 7 割以上が日常プラスチック系製品で大半が 1～2 年以内だが，長期堆積していた 70 年代の缶ごみもあった。また，操業中の回収ごみは産廃としての処理費用負担のため海に戻す漁業者も少なくなかった。2006 年度に環境省地方事務所「瀬戸内海海ごみ対策検討会」実態把握専門部会で海ごみの回収可能量の推計が始まった。

第 2 節では，川からの流入実態把握のための高梁川流域における一連の取り組みが紹介されている。2010 年度からの流域での基礎調査と「流域クリーン一斉行動」や散乱ごみ回収・集計作業の結果，ごみは下流部が圧倒的に多く，プラスチックが個数別で約 8 割，重量別で約 5 割あり，高梁川本支流と周辺から年間約 130t のごみが瀬戸内海に流入していると推計された。

第 3 節「岡山県における海底ごみ回収・処理体制の現状」では，県が 2003 年度から設置を開始した「海底ごみステーション」が，2013 年時点で沿岸 7 市に計 13 基（地域の施設で処理される体制）となり，同年度の沿岸の 20 漁協と 7 市に対するアンケートとヒア

リング調査の結果，10 年間で少なくとも 300t 程度の海底ごみが回収され，岡山県海域では回収可能な海底ごみは約 200t（約 6 年半で回収可能）と推計されたが，陸からの流入をなくす対策は必須である。

第 4 節「提言」では，（回収処理対策として）海底ごみステーション増設とごみ買取制度の検討，（発生源対策として）用・排水路での対策（より小規模な河川のうちに回収），ボランティア支援・活躍の仕組，回収ごみ処理を含む各自治体による支援，ごみとなる製品を製造している業界団体に伝達し社会全体の問題とすること，河川管理の中でのごみ回収の位置づけ，を求めている。

最後に，国連の持続可能な開発目標（SDGs）の 12「つくる責任，つかう責任」に結びつけて，どうしても必要なもの以外は極力使い捨て製品を使用しない，企業には生産段階で廃棄物になったときの回収の仕組みまで考えたモノづくりを徹底させることを求めて結んでいる。

感想：論文著者の属す「みずしま財団」は，倉敷公害訴訟（1983～96 年）の和解を基に 2000 年に設立された（企業 8 社からの解決金約 14 億円は水島地区の環境改善に使える）という。こういう財団がなくても，国・自治体が主導的に取り組むべきことと感じた。特に，流通問題を含む下線部が国の施策として最重要である。

瀬木志央「フィリピンにおけるプラスチックごみ流出の現状と課題」(報告者・鈴木博之)

フィリピンは中国，インドネシアに次ぐ世界第三位のプラスチックごみの海洋流出国とされているが，その削減と回収の取り組みについて概観した論文である。フィリピンでは

特に伝統的な零細雑貨店で商品をビニール小袋に細分して販売したり、食堂や屋台でビニール袋が多用されており、プラスチックごみの総量は年間 270 万トンとされる。総量の 84%は一旦は回収されるものの、その 17%、39 万トンが処理不適切で海洋に流出し、また、未収集のプラスチックごみの 31%、13.5 万トンも海洋に流出しているとされる。海洋での人間活動に由来するプラスチックごみの実態は未調査で不明である。

2001 年の固形廃棄物管理法で、リサイクル可能なごみは資源回収施設へ、不可能なごみは衛生処分場へととなっているが、資源回収施設の設置率は 2016 年で 31%、衛生処分場は 15%の自治体にとどまっている。莫大な設置費用と適地選定の難航が問題であるという。回収されたごみが流出する要因は、処理システムが自治体の現実的なキャパシティを超えているのである。

しかしながら、プラスチックごみ問題に関する社会的関心は近年若者を中心に高まりつつあり、使い捨てプラスチック製品の使用を制限する自治体がセブ都市圏中心に増加しており、また、海洋プラスチックごみ回収の運動も国の内外と連動して盛んになりつつある事例が紹介されている。著者は最後に、海洋プラスチックごみ問題の根本的解決には、十分な衛生処分場の整備や廃棄物転換率の向上だけでなく、プラスチックごみが大量に発生する経済のあり方を変え、企業の責任を明確化することなどが不可欠と結論するが、デュテルテ独裁下のフィリピンでその可能性は低いと感じた。

原田禎夫「市民協働による内陸部からの海ごみ対策の展開—『かめおかプラスチックごみ

ゼロ宣言』にみる行政・企業・NPO の協働取り組み」(藤本文朗)

原田禎夫氏の論文は、京都生まれの私にとってなつかしい、保津川のプラスチックごみをなくす地域の活動でしたので関心深く読み、いろいろ教えられました。そしてこの問題がマスコミに取上げられ、読書会の 2 日前、亀岡市議会でプラスチック製レジ袋提供禁止条例が成立しました(京都新聞 3/15)。原田論文よりくわしく条例が書かれています(以下)。

亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止条例

〈内容〉

- ①小売店だけでなく全ての店舗、事業所が対象
- ②事業者(店舗)は、プラ製レジ袋を有償無償問わず、提供してはならない
- ③事業者は、水と土に溶ける生分解性袋(紙製など)でも無償で提供してはならない
- ④市は事業者に立ち入り調査できる
- ⑤市は違反した事業者には是正勧告できる
- ⑥市はごみ削減に努めた市民、事業者を表彰できる

〈罰則〉

- 是正勧告に従わなかったり、立ち入り調査を拒否した場合、市が事業者名を公表できる。公表する際は、第三者機関の審査会で審議する

〈施行〉

- 2021 年 1 月 1 日施行、罰則は 21 年 6 月 1 日施行

③は私として理解しにくかったです。

しかし、基本問題はプラスチックを作る企業に責任があり、この号の言葉の玉手箱に書かれている「海洋プラスチック憲章」の理念

が大切です（日本は署名してないが）。又、以下の新聞記事（京都新聞 3/17）が重要と思います。

海で溶けるプラ

植物素材で作製

阪大教授ら

でんぷんと植物繊維のセルロースを原料に海で溶けるプラスチックを開発したと、大阪大学の宇山浩教授（高分子材料科学）らが 17 日までに発表した。水に強く気体を通さない特長を生かして食品の包装などに使えそうで、宇山さんは「海洋プラスチックごみ問題を解決する一助になってほしい」と語った。

寄稿：裁判の判決批判は裁判官に対して行うべきである

富田道男

最近、裁判官に対する二つの批判記事を読んだ。一つは岩波書店発行の雑誌「世界」に連載されている「片山善博の日本を診る」と題する記事で、2020 年 4 月号（76 頁）に「でたらめな行政事件訴訟を正す」と題して、元総務大臣片山善博氏が大阪府泉佐野市の「ふるさと納税」をめぐる訴訟事件について大阪高等裁判所の担当裁判官に対する批判を述べている。「ふるさと納税」とは、片山氏の記事によると、どこの自治体に寄附をしても寄付した人は寄付額の 99.8%が減税されるという制度のようである。泉佐野市事件とは、地方自治体への個人の寄付に対する返礼品の額が高額になりすぎるとしてその額を「三割以内」とした総務省の助言に泉佐野市が従わなかったことである。これに対して、総務省が泉佐野市を減税措置の対象外としたが、この措置は、「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならない。」とする地方自治法第 247 条第 3 項の規定に明らかに違反している。それにもかかわらず、泉佐野市が「適用除外の解除」を求めて大阪高等裁判所へ提訴した裁判の判決は泉佐野市

の訴えを退けるものであった。片山元総務大臣はこの判決を見て、「一言で言って、でたらめな判決である。」とし、そして「裁判官は法に従うのではなく、総務省に寄り添っているかの如くである。」と法を無視した裁判官のでたらめ判決を批判している。

二つ目の記事は、愛知県で起きた実の娘に対する性的暴行事件に関する裁判について、共同通信の記者阿部拓朗氏が京都新聞（2020 年 3 月 23 日朝刊 13 面）に、「裁判官は被害実態を学べ」と題する記事を書いている。無罪判決を出した一審名古屋地方裁判所岡崎支部の裁判官は、性暴力の実情にあまりにも無知であるとし、一審判決を取り消し懲役 10 年の実刑を言い渡した名古屋高等裁判所の判断により、司法への信頼はかろうじて保たれたとしている。

しかし、片山氏の「でたらめな行政事件訴訟を正す」記事にも阿部氏の「裁判官は被害実態を学べ」という記事にも、担当裁判官の氏名は全く記されていない。「一言で言って、でたらめな判決である。」と言うならばその担当裁判官の氏名を記して批判するべきであろう。また、父親が実の娘に性的暴行を加えることは公序良俗に反する行為であり、近親相

姦という禁忌の罪を犯したことになり、その犯罪性は明らかである。裁判官がこの行為を無罪とする判断は社会にとり有害であり、その裁判官の氏名を明らかにして糾弾して然るべきであろう。また、一審判決を誤りとして取り消した名古屋高等裁判所の裁判官に対しては、司法の面目を保ったことを言うだけではなく、氏名を記してその適切な判断に賛辞を贈って然るべきである。

だが二人の著者は、片山氏も阿部氏も担当裁判官の氏名を全く記していない。裁判の判決について当不当を評する人たちは何故に判断を下した裁判官の氏名を書かないのであろうか、日本のメディア社会における暗黙の了解事項なのかもしれないが、このような手法は的外れの批判を許す理解しがたい不合理なものである。

最高裁判所の裁判官を除くと、その他の下

級裁判所の裁判官は、裁判所を渡り歩く世に言う「転勤族」であり、たまたま所属した裁判所において担当し、結審した事件に関する判断を決め判決を言い渡すのは裁判官である。したがって、判決に対する批判は担当裁判官の判断に対して行うというのが道理であろうから、一般市民の視点からすれば、裁判官の氏名を示してその人の判断を批判するのが常識的なやり方であり、氏名を伏せた批判では不当判断を正すことはできないと言える。

裁判の判決を批判する際に裁判官の氏名を伏せるというメディアの状況は、「法曹界」という閉鎖的な「ムラ社会」をますます市民社会から遠ざけて、憲法に保障された国民の諸権利を守るべき司法が国民に対して行われる様々な不当行為を「黒い法服」の下に隠ぺいすることを助長するものではないのだろうか。

寄稿：新型コロナウイルスの流行と感染防御

宗川吉汪

新型コロナウイルスの流行と感染防御について、以下、簡単にまとめた。

1) 新型コロナウイルス感染症は、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2, Severe acute respiratory syndrome coronavirus-2) によって発症する急性呼吸器疾患 (COVID-19, Coronavirus disease 2019) である。2019 年 11 月に武漢市で初めて検出された。

2) 今回の新型コロナウイルスは、コウモリのコロナウイルスとセンザンコウのコロナウイルスとが組み合わさって誕生したようである。(センザンコウは鱗甲目の哺乳動物。アルマジロ類に似ている。中国では肉を食用、鱗

を魔よけとして用いる。)

3) コロナウイルスのゲノムは一本鎖のプラス RNA。宿主細胞でそのままメッセンジャー RNA (mRNA) として機能する。ウイルスは、感染→複製→放出の 3 段階で増殖する。複製にはプラス鎖 RNA からマイナス鎖 RNA を転写する必要がある。(インフルエンザウイルスのゲノムは一本鎖マイナス RNA)

4) ウイルス表面にあるタンパク質が標的細胞表面の分子を認識して結合する。コロナウイルスの標的細胞は気管支や肺、心臓、腎臓、消化器などにある。潜伏期間は最長 12・5 日間とされている。

5) ウイルス感染により、生体では免疫機構

が働き出してウイルスを駆逐しようとする。
はじめに自然免疫が働き、次に獲得免疫が働く。

6) 自然免疫は、侵入してきたウイルスを食細胞が食べることから始まる。すると食細胞は活性化されて、さまざまな信号分子（サイトカイン）を放出し、獲得免疫を活性化する。

7) 同時に、ウイルスに感染した細胞はインターフェロンを産生する。インターフェロンは周囲の細胞に働いてそれらを抗ウイルス状態にする。（ある種のウイルスが感染すると他種のウイルスが感染しにくくなる。）

8) 自然免疫を突破したウイルスは獲得免疫の標的になる。担当する細胞はリンパ球である。獲得免疫はウイルス（抗原となる）ごとに特異的である。（古いタイプのコロナウイルスに対する獲得免疫は新型コロナウイルスには無効）

9) 獲得免疫は、担当するリンパ球の違いにより、細胞性免疫と体液性免疫に分類される。

10) 細胞性免疫はキラーT細胞が担当する。感染細胞を攻撃する機序は以下の通り。

まず、食細胞である樹状細胞がウイルスを取り込む→食細胞でもある樹状細胞がヘルパーT細胞にウイルス抗原を提示（1000億以上の異なる抗原を認識するT細胞が用意されている）→抗原特異的ヘルパーT細胞が活性化され増殖→活性化したヘルパーT細胞がインターロイキンを分泌→インターロイキンによりキラーT細胞が活性化し増殖→キラーT細胞が感染細胞を攻撃

11) ヘルパーT細胞やキラーT細胞の一部が、免疫記憶細胞として残る。

12) 体液性免疫の担当リンパ球はB細胞。ウイルス抗原に特異的な抗体がつくられ、抗原抗体反応によりウイルスが排除される。その

機序は以下の通り。

まず、樹状細胞が食作用でウイルスを取り込む→樹状細胞がヘルパーT細胞に抗原提示→ヘルパーT細胞が活性化し増殖→活性化したヘルパーT細胞がインターロイキンを分泌（ここまでは細胞性免疫と同じ）→インターロイキンによりウイルス特異的B細胞が活性化し増殖（1000億以上の異なる抗原を認識するB細胞が用意されている）→活性化したB細胞が抗体産生細胞に分化→抗体産生細胞が抗体をつくる→抗原抗体反応によりウイルスが凝集・不活性化→凝集したウイルスをマクロファージ除去

13) ヘルパーT細胞やB細胞の一部は免疫記憶細胞として体内に残る。

14) ヒトにはIgM, IgD, IgG, IgA, IgEの5種類の抗体がある。

IgG：血液（血漿中）に最も多い抗体。Y字構造。ヒト免疫グロブリン（抗体）の70-75%を占める。ウイルスを凝集・不活性化。胎児には血液を介してIgGが供給され、赤ちゃんの免疫が発達するまで子供を守る。

IgM：ヒト免疫グロブリンの約10%。通常血液中に存在。基本のY構造が5つ結合した格好をしている。ウイルスの侵入に際して最初にB細胞から産生される。IgMの抗原に対する親和性は一般的にIgGに比べて弱い。5-6量体化することでその結合力を補っている。

IgA：ヒト免疫グロブリンの10-15%。単量体あるいは二量体で存在。血清、鼻汁、唾液、母乳中、腸液に多く存在する。母乳に含まれるIgAが新生児の消化管を病原体から守る。

IgE：ヒト免疫グロブリンの0.001%以下。本来は寄生虫に対する免疫応答のために存在するが、アレルギーに大きく関与している。

IgD：ヒト免疫グロブリンの1%以下。B細胞

による抗体産生の誘導に関与すると言われて
いるが、正確な機能は不明。

15) ワクチンの有効性について。インフル
エンザウイルスやコロナウイルスは、ウイル
スは侵入部である呼吸器粘膜上皮に局所感
染し、それが発症につながる。血液など
を介して広がるわけではない。それゆえ
血清抗体 (IgG) のみを誘導するスプリ
ットワクチン (例えばインフルエンザ
ワクチン) は重症化防止には期待でき
るが、初期の感染防御には有効でない。

16) 粘膜上皮へのコロナウイルスやインフル

エンザウイルスの感染阻止には、IgA を
中心とする気道の局所免疫が有効である。
しかし、IgA の半減期は短く、防御免疫
期間も3カ月程度である。

17) 抗ウイルス薬の有効性について。抗
生物質や抗ウイルス薬は、細菌やウイル
スなどの量を減少させるが、完全に駆
逐することはできない。最終的に抗原
(ウイルスや細菌) を駆逐するのは生
体の持つ免疫機能である。免疫力を高
めること、それに勝る感染防除対策は
ない。

4～6月の支部関連行事の案内 (JSA 近畿も参照)

1. 大学入試の在り方を考えるシンポジウム実行委員会

日時：4月13日 (月) 18:30～21:00

場所：京都教育文化センター

2. 読書会4月例会

日時：4月23日 (木) 15:00～17:30

場所：京都支部事務所

『日本の科学者』4月号「九州・沖縄から東アジアの平和を」

石川論文 (宗川) / 李論文 (清水) / 亀山論文 (紺谷)

3. 第12回京都支部幹事会

日時：4月23日 (木) 18:00～20:00

場所：京都支部事務所

4. 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会

日時：4月24日 (金) 19:00～20:45

場所：京都支部事務所

5. 満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を求める会 役員会

日時：4月30日 (木) 9:30～

場所：京都支部事務所

6. 第13回京都支部幹事会・ワーキング会議

日時：5月1日 (金) 13:30～15:30

場所：京都支部事務所

7. 支部ニュース5月号編集

発行日：5月12日（火）13：30～

場所：京都支部事務所

8. 第14回京都支部幹事会・ワーキング会議

日時：6月5日（金）13:30～15:30

場所：京都支部事務所

9. 支部ニュース6月号編集

発行日：6月11日（木）13：30～

場所：京都支部事務所

◆ ◆ ◆ ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆ ◆ ◆ ◆

第11回支部幹事会（3月26日）と第11回ワーキング会議（4月3日）の報告です。

1. 会員の現況（4月9日現在）

一般会員 203, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3,

若手会員 7, 若手特別会費会員 10, 合計 226

読者 4

2. 会費納入状況（3月27日現在）

2019年度会費未納者：一般 8/215, 特別会員 0/3, 家族割 0/3, 若手 2/6, 若手特別 3/11

18年度会費未納者：一般 4名, 若手特別 3名

17年度会費未納者：一般 1名, 若手特別 1名

3. 会計報告（会費は3月27日まで）

2019年度累計

収入累計 4,178,914 円

支出累計 3,384,223 円

収支累計 794,691 円

前年度繰越 419,566 円

3月末残高 1,214,257 円

2月末残高 240,578 円

2019年度3月決算

3月收入合計 1,251,262 円

3月支出合計 277,583 円

3月分収支 973,679 円

前月繰越金 240,578 円

3月末残高 1,214,257 円

2月末残高 240,578 円

4. 京都支部第54回定期大会について

コロナ感染流行に際して集会を取りやめ、郵便（メールも可）投票に切り替えることにしました。

5. 3月～4月の支部関連行事（支部ニュース3月号発行～4月号発行）

3月11日（水）支部ニュース3月号発行、「日本の科学者」4月号発行

3月26日（木）3月読書会

3月26日（木）第11回支部幹事会

3月27日（金）甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会

3月29日（日）大学入試の在り方を考えるシンポジウム

4月3日（金）第11回ワーキング会議

4月13日（月）支部ニュース4月号発行, 「日本の科学者」5月号発行

（文責 宗川吉汪）